

橋梁架設工事等の 安全対策厳格化の試行

【低入札価格調査厳格化】

指導検査課

安全対策厳格化（低入札価格調査厳格化）

低入札契約工事における事故の発生を防止し、安全対策の強化を図る観点から、**安全管理体制について厳格な調査**を試行します。

内容

- 通常の低入札価格調査資料（様式1～14）に加え、安全管理に係る資料（FAXで指示）の追加提出
- 調査資料に記載する下請負人の変更及び追加不可
- 資料提出期限の短縮（開札日の翌日から2日以内）
- 調査資料提出の意向確認書の事前提出

対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、橋梁架設工事等、事故の発生が社会的に大きな影響を及ぼす工事（入札公告に記載）

適用日

平成28年11月10日以降に入札公告する工事から適用

安全対策厳格化における指名停止等の取扱

- ① 「調査資料提出の意向確認書」を入札参加資格確認時に提出
- ② 入札額が低入札価格調査未満となった場合

➤ 調査資料を提出しない意向の者
⇒入札は無効、指名停止等の措置の対象外

➤ 調査資料を提出する意向の者
⇒安全対策厳格化の内容により低入札調査を実施
資料不受理等※の場合、入札は無効、**指名停止等の措置**

※ (①調査資料が提出期限までに提出できなかった場合
②提出した資料が発注者に受理されなかった場合)

指名停止等の措置

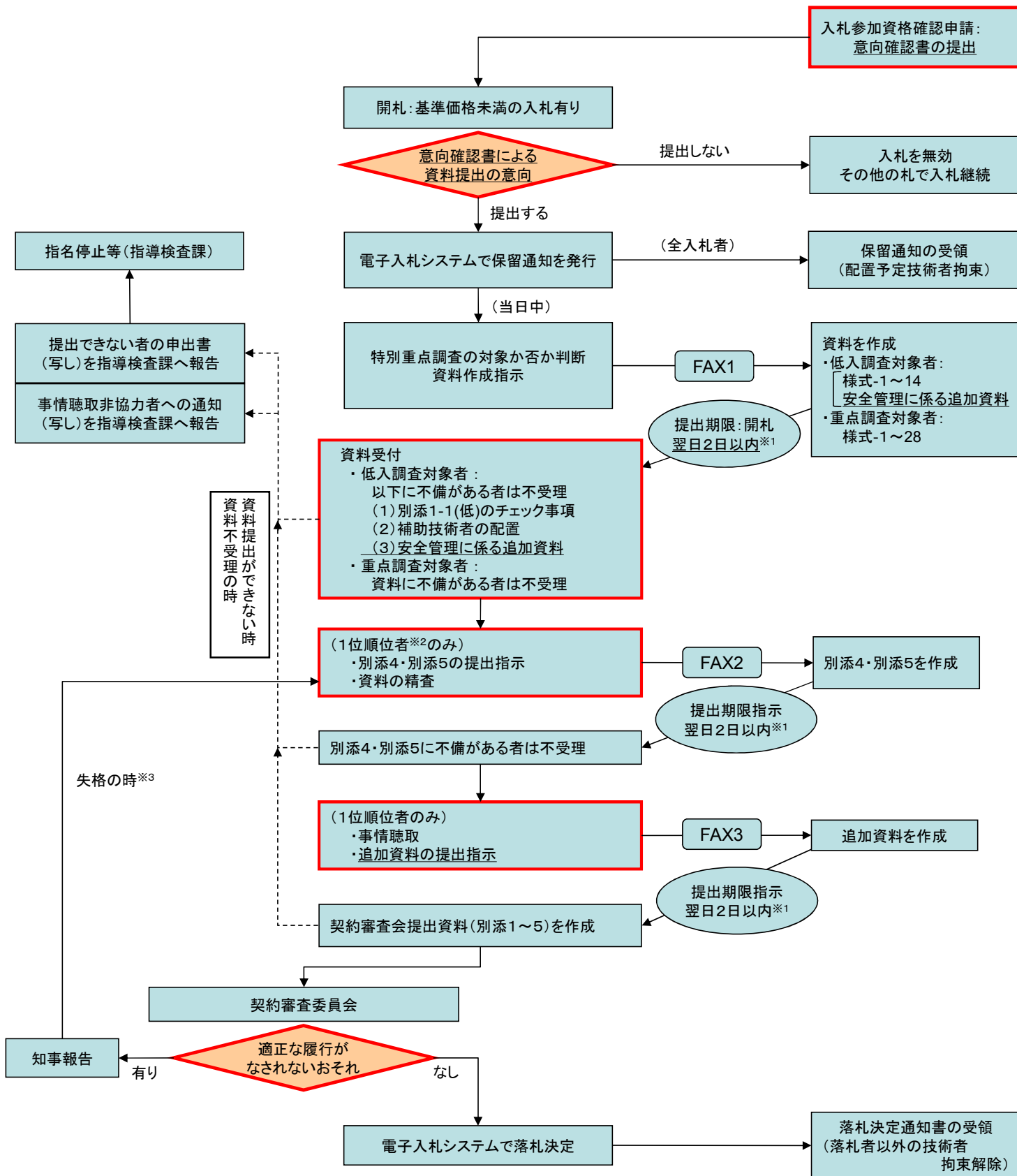
1回目：口頭注意 2回目：文書警告 3回目：指名停止(2ヶ月)

事務手続フロー(安全対策厳格化)

【本庁主管課】

【発注公所】

【入札参加者】



- ※1 資料提出することができない者は入札を無効とする。(できない旨の書面提出を求める。調査非協力者とみなし、指名停止等の措置対象とする。)
- ※2 一位順位者が複数の場合は、京都府電子入札システムにおける電子くじを実施し、事情聴取する者を決定する。
- ※3 適正な履行がなされないおそれがある者を失格として、その者を除く有効な入札を行った者の内、一位順位者の書面調査及び事情聴取を行う。